

**ソフト・アイスクリームの聖地づくり業務委託
企画提案募集要領 （一部修正）**
熊本県県北広域本部農林水産部農業普及・振興課

I 募集

1 業務名称

ソフト・アイスクリームの聖地づくり業務委託

2 目的

本県菊池地域（菊池市、合志市、大津町及び菊陽町）は、県内における肉用牛及び乳用牛の飼育頭数3割強を占める県内有数の畜産主産地であり、特に、乳用牛は戸数及び飼育頭数ともに県内全体の4割を占め、とうもろこしでの自給飼料生産・乳牛・堆肥という循環型のサイクルで古くから営まれてきた酪農産地である。

しかしながら、菊池地域においては、半導体産業の集積や道路整備等に伴い、地域外からの移住や関連企業の進出が増加し、畜産農家が利用してきた飼料生産農地が減少している。

一方で、当該地域は、半導体関連企業の集積が進み、国内外からの移住者が急激に増加しており、今後も人口増加が見込まれる。

また、令和7年7月に策定した「畜産営農継続構想～「くまもと新時代」畜産イノベーション地域の実現に向けて～」では、地域の新たな産業が農畜産業と共存・調和することによる、地域の活力向上が求められている。

本業務では、菊池地域の資源である酪農の魅力を発信することで、地域産業の活性化や地域住民への酪農に対する理解醸成を図るものであり、具体的な取組みとして、『ソフト・アイスクリームの聖地（仮）づくり』としてソフトクリーム等を販売する店舗マップの作成や地元農産物等を活用した新商品づくりを進め、イベント等においてPRを行う。

3 業務内容

別添「ソフト・アイスクリームの聖地づくり業務委託標準仕様（以下「標準仕様」という。）」のとおり。

なお、この仕様書は、業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和9年（2027年）3月10日（水）まで

5 業務の形態

提案公募による随意契約（公募型プロポーザル方式）

6 業務執行体制

2人を担当者とする。

7 成果品

(1) 紙媒体及び電子媒体の両方にて納品するもの

ア 実績報告書

イ 店舗調査シート（調査店舗ごとに作成したものをまとめたもの）

ウ 販売店舗マップ冊子

(2) 電子媒体のみで納品するもの

ア 調査店舗の写真データ

WEBサイトに掲載した電子データ

紙媒体で納品するものの全ての電子データ

8 権利

委託業務に関する全ての権利及び著作権は、県に帰属する。

9 契約保証金

県会計規則第77条の規定により納めることとする。ただし、契約不履行のおそれがないと認められる場合は、契約書に、契約不履行の際は契約保証金相当額の違約金を支払う旨の定めを設けて免除することがある（熊本県会計規則第78条第6号）。

10 予算額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、この金額は提案に当たっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

II 応募

1 応募資格

次の各号を全て満たす者とする。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有すると決定された者であること。

(2) 本業務を実施するにあたり必要な資格等を有していること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないこと。

(6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。

(7) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。

(8) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること、及

び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

2 応募等スケジュール

(1) 公告（県HP）	令和8年（2026年）7月 7日（火）
(2) 質問書提出期限	令和8年（2026年）7月13日（月）
(3) 選定審査会の参加申込期限	令和8年（2026年）7月27日（月）
(4) 企画提案書の提出期限	令和8年（2026年）8月 3日（月）
(5) 選定審査会（プレゼンテーション） ※参加必須	令和8年（2026年）8月 6日（木）
(6) 結果通知	令和8年（2026年）8月12日（水）以降
(7) 契約内容協議・契約締結	令和8年（2026年）8月（予定）
(8) 事業開始	令和8年（2026年）9月（予定） ※契約締結後
(9) 委託終了	令和9年（2027年）3月10日（水）まで

3 選定審査会（プレゼンテーション）

- (1) 日 時：令和8年（2026年）8月6日（木）
※具体的な時間は別途通知する。
- (2) 開催方法：現地開催
- (3) 場 所：県北広域本部書庫棟会議室
- (4) 申込方法：企画提案の応募希望者は、令和8年（2026年）7月27日（月）午後5時までに、別添様式1「選定審査会参加申込書」を県北農業普及・振興課担当宛て、郵送、持参又はメールにより提出（受付期間内に必着）。
- (5) 注意事項：選定審査会参加申込時点で「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有する」等の募集要領に掲げられた応募資格要件すべてを満たす者のみ参加可能（別紙様式2「事業者の取組に関する申出書」にて確認）。

4 質問

今回の業務委託について、質問を希望する場合は、令和8年（2026年）7月13日（月）午後5時までに、別添様式3「質問書」を農業普及・振興課担当宛て、郵送、持参又はメールにより提出すること（電話による質問には、回答しない）。

なお、県は、質問書を受付後、質問の内容及び県からの回答内容を取りまとめ、県ホームページにて回答を掲載し、他の企画応募者にも情報提供する（質問者の社名・担当者名等は明らかにしない）。

5 提案書の提出

（1）提出書類

ア 企画提案書・添付文書（別添様式4）

イ 提案書（表紙） ※様式は自由。ただしA4版で作成すること。

ウ 企画書

※下記の項目は必ず記載すること。

（ア）菊池地域の酪農業等に対する現状認識、課題等

（イ）企画コンセプトと期待される効果について

（ウ）ソフト・アイスクリーム販売店舗マップ作成業務について

・企画概要

・実施イメージ

・マップ制作イメージ

・WEBサイトの制作イメージ

・冊子の制作イメージ、配布先リスト案

・参加者情報の収集方法

（エ）新商品の検討業務について

・課題等の抽出方法

・アドバイザー派遣とフォローアップ方法

（オ）自由提案事項について

エ スケジュール

オ 経費一覧（業務内容に対し見積価格が適当であるか判断するため、可能な限り詳細に記載すること。）

カ 略歴と体制図

キ 類似業務実績書（契約相手方、契約期間や業務内容等がわかる契約書等の写しを添付しても可）

ク 本業務を実施するにあたり有効であると思われる資格等情報

※ア以外の様式は自由。ただし、原則、A4版（イラスト等を使用する際はカラー印刷をすること。文字のみの場合はモノクロでも可）で作成し、ウ〜クには、ページ番号を付けること。

（2）提出部数：7部（正1部、副6部）

（3）受付期間：令和8年（2026年）7月7日（火）から

令和8年（2026年）8月3日（月）午後5時まで

(4) 提出先：農業普及・振興課担当あて

(5) 提出方法：郵送又は持参による（受付期間内に必着のこと）。

Ⅲ 選定

1 選定方法

選定審査会において、応募者から企画提案の内容のプレゼンテーションを行った上で、選定審査会がこれを評価し、契約候補者の選考等を行う。ただし、応募者多数の場合には、書類審査（一次審査）を実施し、3～4者程度に絞り込みを行った上で、一次審査を通過した応募者のみでプレゼンテーションを実施する。

なお、選定審査会による選定結果を踏まえ、県は契約相手方を決定する。

【審査基準】

項 目	確 認 内 容
Ⅰ 普及・啓発、 企画内容	目的及び仕様書に沿った内容になっているか。
	手法は、効果的・効率的で、実行可能な内容になっているか。
	より多くの人へのPR効果が見込まれる提案になっているか。
	アドバイザー派遣と適切なフォローアップ体制となっているか。
Ⅱ 自由提案	その他、目的に資する追加提案があるか。
Ⅲ 実施体制及び スケジュール	着実に実行できる体制となっているか。
	全般的に合理的で妥当なスケジュールとなっているか。
	業務内容に対し、見積価格は適当か。
	過去の類似業務の実績はあるか。
Ⅳ 事業者の取組み	熊本県ブライト企業の認定を受けているか。
	障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。
	事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があるか。
	熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。
	熊本県SDGs登録制度に登録している、又はパートナーシップ構築宣言に登録しているか。
Ⅴ その他	総得点は600点とする。ただし、全審査員による審査の総得点が360点（平均60点）未満については、採用しない。

2 採否の通知

選定委員会終了後、応募者へ速やかに通知する。

3 契約

選定審査会で最優秀提案と選定された応募者から見積書を徴して、予定価格の範囲内

である場合に契約を締結するが、最優秀提案者が辞退した場合等は、選定審査会の選定において次点とされた提案者を相手として、見積書を徴する。

IV その他

1 主催及び事務局（提出先）

【主催者】 熊本県

【事務局】 熊本県県北広域本部農林水産部農業普及・振興課
〒861-1331 熊本県菊池市隈府 1272-10

【担当者】 道下

TEL 0968-25-4273

FAX 096-385-5025

MAIL michishita-k@pref.kumamoto.lg.jp

2 留意事項

- (1) 応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 応募者による辞退は自由に行うことができる。辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退によって、県から不利な取扱いを受けることはない。
- (5) 選定審査会参加申請が1者であっても、審査会を執行する。
- (6) 採用された企画提案の著作権は、県に帰属することとなるので、了解のうえ応募すること。
- (7) 県と契約候補者は委託業務に係る標準仕様を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。